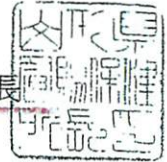


置保 第 944 号

平成29年10月17日

管理者 殿

山形県置賜保健所長



平成29年度施術所立入検査の結果について (通知)

平成29年 9月15日に標記検査を実施した結果、下記のとおり是正又は改善を要する事項が認められたので、適切に措置、改善くださるようお願いします。

なお、その改善結果（計画）及び改善時期（予定時期）について別記様式を参考に、平成 年 月 日まで当職あてに報告願います。

<u>指導事項</u>	<u>根拠法令、通知等</u>
以下の事項を不特定多数の人に対して 広告しないこと（施術所内掲示や施設 内で利用者に対して配布するものは除 く） 「休診」	・柔道整復師法第24条 ・「柔道整復師法第24条第1項第4号 規定に基づく広告し得る事項」（平成 11年3月29日厚生省告示第69号）